

中能登町がけ地災害防止事業費補助金交付要綱

平成27年2月16日

告示第 13 号

(目的)

第1条 この要綱は、がけ地の崩壊による災害から町民の生命、財産を保護するため工事を行う者に対し、がけ地の防災工事に要する費用及びがけ地の応急復旧工事に要する費用の一部を予算の範囲内において補助金を交付するものとし、中能登町補助金交付規則（平成17年中能登町規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) がけ地 勾配が30度を超え、かつ、高さが3mを超える人工的に形成されていない傾斜地。
- (2) 危険区域 がけ地からの水平距離が、がけ地の高さの2倍の範囲以内の土地をいう。
- (3) 危険家屋 危険区域内に存する、現に居住用に供する建築物をいう。
- (4) 防災工事 がけ崩れによる災害防止のための施設の整備工事をいう。
- (5) 応急復旧工事 現に発生したがけ崩れによる被害の拡大を防止するために行う仮設工事で土砂及び倒木等の障害物除去、その他応急的な措置のための工事をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 中能登町に住所を有する者
 - (2) がけ地の所有者又は危険家屋の所有者若しくは危険家屋の居住者
 - (3) 町税及び町の使用料等を完納している者
- 2 前各項に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

(補助対象工事)

第4条 補助の対象となる工事は、次の各号に掲げる要件を備えているがけ地の工事とする。

- (1) がけ崩れ又は崩壊の恐れがあるがけ地で、防災工事及び応急復旧工事であること。
- (2) 他の補助事業の対象になっていないがけ地であること。
- (3) 対象工事に要する費用が10万円以上の工事であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表のとおりとする。但し、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

補助金の区分	補助金の額	補助金の限度額
防災工事	防災工事（設計に要する費用も含む）に要する費用の2分の1に相当する額以内の額	100万円
応急復旧工事	応急復旧工事に要する費用の2分の1に相当する額以内の額	30万円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、応急復旧工事において緊急の場合は、工事に着手した後に申請書を提出することができる。

- (1) 位置図、公図及び現況写真
- (2) 工事施工図面及び工事見積書
- (3) 権利者の承諾書
- (4) その他、町長が必要と認めた書類

(技術指導)

第7条 町長は、申請者に対し防災工事計画について技術指導を行うことができる。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかに書類審査及び現地確認等により補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知しなければならない。

(事業の変更又は中止)

第9条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が事業の内容を変更又は中止（廃止）する場合は、がけ地災害防止事業費補助金変更・中止（廃止）申請書により、町長の承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第10条 補助決定者は、工事が完了したときは、がけ地災害防止事業費補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事に係る費用の支払いが確認できる領収書又はそれに代わるもの
- (2) 工事を行った箇所の施工中及び施工後の写真
- (3) その他、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 11 条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査等により確認し、適合と認めたときは交付すべき交付金を確定し、通知するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 前条の規定による通知を受けた者は、中能登町がけ地災害防止事業費補助金請求書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消及び返還)

第 13 条 町長は、前条に規定する者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この告示は、平成 29 年 10 月 2 日から施行する。